

第397回

# 五島海区漁業調整委員会議事録

月 日： 令和5年3月7日（水）  
令和5年3月8日（木）

場 所： 五島振興局4階B会議室  
長崎県五島市福江町7番1号

### 第397回 五島海区漁業調整委員会議事録

1. 開催日時 : 令和5年3月7日(水) 13時30分から15時33分まで  
令和5年3月8日(木) 9時30分から11時57分まで
2. 開催場所 : 五島振興局4階B会議室  
長崎県五島市福江町7番1号
3. 開催通知 : 令和5年2月24日(金)  
【発送年月日:令和5年2月24日(金)】
4. 公示日 : 令和5年2月24日(金)
5. 公示方法 : 五島振興局掲示板に掲示するとともに、長崎県庁、県北振興局、  
壱岐振興局、対馬振興局ならびに管内各市町、各漁業協同組合に  
公示を依頼した。
6. 出席委員 : 熊川会長、太田委員、吉村委員、有川町漁業協同組合委員、川上委員、  
草野委員、松尾委員、大久保委員、高山委員、田端委員
7. 欠席委員 : なし
8. 臨席者 : なし
9. 事務局 : 大隈事務局次長、水田係長、中島書記
10. 議題 :
  - 第1号議案 長崎県資源管理方針の変更について(諮問)
  - 第2号議案 長崎県資源管理方針に関する知事管理漁獲可能量の  
設定について(諮問)
  - 第3号議案 新規の漁業許可に係る制限措置等の公示について  
(諮問)
  - 第4号議案 海区漁業調整委員会指示「イカナゴ(カナギ)撒餌釣  
漁業の制限」の発動について
  - その他(1) 令和4管理年度におけるまあじの追加配分について
  - その他(2) 委員会指示に従うべきことの命令について
  - その他(3) 遊漁者が行うアミ撒き餌釣りの制限について

### 第397回 五島海区漁業調整委員会 議事録 <1日目>

日時：令和5年3月8日(水) 13時30分から15時33分まで

場所：五島振興局4階B会議室 長崎県五島市福江町7番1号

事務局	定刻となりましたので、ただいまから、第397回五島海区漁業調整委員会を開催します。 開会にあたりまして、熊川会長からご挨拶をお願いします。
熊川会長	(挨拶)
熊川会長	それでは、議事に入ります前に、本日の委員の出欠について、事務局より報告願います。
事務局	本日は、10名全員の委員が出席されています。 出席者が過半数を超えていますので、漁業法第145条の規定により、委員会が成立していますことをご報告します。
熊川会長	これより議事に入ります。今回の議事録署名人を指名したいと思います。慣例に従いまして、今回は「草野委員」と「田端委員」にお願いしたいと思います。ご異議ございませんか。
各委員	異議なし。
熊川会長	ご異議もないようですので、今回の議事録署名人は、「草野委員」と「田端委員」をお願いします。
熊川会長	今回の議案は、お手元の資料にもありますとおり、 第1号議案 新規の漁業許可に係る制限措置等の公示について(諮問) 第2号議案 長崎県資源管理指針の変更について 第3号議案 長崎県資源管理方針の変更について(諮問) 第4号議案 長崎県資源管理方針に関する知事管理漁獲可能量の設定について(諮問) 第5号議案 長崎県資源管理方針別紙1-1第4及び同別紙1-2第4の別に定める「くろまぐろ」の変更について(協議) 第6号議案 五島海区漁場計画(案)について(諮問) 第7号議案 漁業法第73条第2項第2号に基づく免許の審査基準(案)について(協議)

その他 令和4管理年度におけるまさば及びごまさばの知事管理漁獲可能量の変更について  
となっております。

熊川会長 本日の予定ですが、本日は第1号議案から第5号議案までを審議し、17時頃を目途に審議を終える予定です。

明日の予定ですが、明日は9時30分から委員会を再開し、途中10時30分から11時30分まで公聴会を開催し、昼食後は13時から委員会を再開し、14時頃を目途に委員会を終了する予定ですので、よろしくお願ひします。

熊川会長 それでは、第1号議案 新規の漁業許可に係る制限措置等の公示について（諮問）を上程します。  
事務局の説明を求めます。

事務局 今回は本庁専決許可と五島振興局専決許可に関する諮問となりますので、諮問文が2つございます。お手元の資料の2ページをご覧ください。県知事から本庁専決許可に関する諮問文が届いておりますので朗読いたします。

（諮問文朗読）

続きまして、資料の4ページをご覧ください。県知事から五島振興局専決許可に関する諮問文が届いておりますので朗読いたします。

（諮問文朗読）

（資料説明）

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひします。

熊川会長 ただいま、第1議案について説明がありましたが、何かご意見、ご質問等がありましたら、ご発言をお願いします。

草野委員 このきびなさし網漁業の件ですけど、この共同漁業権の区域内に、クロマグロの区画漁業権はあるの。

事務局 今、草野委員が言われたように、共同漁業権五共第14号、15号、16号の区域の中に、くろまぐろ小割式養殖業の区画漁業権はあります。

草野委員 きびなさし網漁業とクロマグロ養殖とでは集魚灯についての問題があるので、きびなさし網漁業の許可が先にあって、クロマグロ養殖の免許が後から来るのなら良いが、きびなさし網漁業の許可が後からだ、この地域については除外すべきじゃないか。

事務局 クロマグロ養殖場の近くで集魚灯を焚く、といった懸念はあると思いますが、その点に付きましては、きびなさし網漁業も上五島町漁業協同組合の管内に従来から許可があります。実際、許可申請をする際には、漁業権者等の同意書が必要であり、我々の方からも許可を受ける方には既存の区画漁業権等とトラブルがないように努めて頂くよう指導する予定です。

吉村委員 トラブルの事例とかはないのか。

事務局 今回諮問しています上五島、飯ノ瀬戸地区のきびなさし網漁業では、そういったトラブルの話聞いたことはありません。しかし、実際に他の共同漁業権の区域内では、きびなさし網漁業とのトラブルの話伺ったことがあります。そこで、着業検査の際、光力等を確認し、許可受有者の方に法令遵守を指導しています。引き続き我々としてもトラブル等が生じないように、着業検査の際などで指導していく予定です。

吉村委員 漁協の了解がないとできない。  
一応建前として。

事務局 きびなさし網漁業の許可は、基本的に共同漁業権区域内が操業区域です。許可に際しては漁業権者等の同意書が必要になりますので、同意があった方に対して、その区域での許可が出ています。許可申請の段階で漁業権者等の同意は取れています。

吉村委員 先ほどクロマグロの区画漁業権の話があったが、クロマグロはブリとかと違って、集魚灯を焚くと色々問題が出てくる。クロマグロは光には弱いとか音には弱いとか、そういった問題がある。ブリとかは別にそれは関係ないかもしれないが。特にクロマグロは神経質な魚だから。そういうトラブルがなければ良いが。

事務局 当然、このきびなさし網漁業の許可を今後申請し、許可を受ける方に対して、我々からも注意喚起をします。クロマグロの区画漁業権も上五島町漁業協同組合が免許を受けています。当該漁協に対して、クロマグロ養殖に迷惑

を掛けることがないように、勿論そういったことが無いということで、組合も同意を出すとは思いますが、改めてそういったことが無いように、ということで、当該漁協へ指導をお願いすることといたします。

太田会長代理 県の方で、この中で火を焚くのはいけないとか、保護区域とかはないのか。

事務局 区画漁業権については、特にありません。

熊川会長 他にご意見、ご質問等もないようですので、第1号議案について、採決に入ります。

熊川会長 第1号議案 新規の漁業許可に係る制限措置等の公示について（諮問）につきまして、諮問原案どおりとして差し支えない旨、答申することにご異議ございませんか。

各委員 異議なし。

熊川会長 ご異議もないようですので、  
第1号議案 新規の漁業許可に係る制限措置等の公示について（諮問）につきまして、諮問原案どおりとして差し支えない旨、答申することに決定します。  
以上で、第1号議案を終了します。

熊川会長 次に、第2号議案 長崎県資源管理指針の変更について を上程します。  
事務局の説明を求めます。

事務局 お手元の資料の10ページをご覧ください。県知事から意見照会文書が届いていますので、朗読させていただきます。  
(意見照会文書朗読)  
(資料説明)

事務局 以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

熊川会長 ただいま、第2号議案について説明がありましたが、何かご意見、ご質問等がありましたら、ご発言をお願いします。

草野委員 ただいまの説明で、はい分りましたとはなりませんね。  
まず、国から示されているMSYなるものが、なかなか理解し難い。  
例えばですよ、サバの資源評価ですが、これ、全国枠で資源を評価している。一方、資源管理のTAC制度では日本海系群と太平洋系群とに分かれている訳ですよ。

事務局 そのとおりです。

草野委員 マサバ日本海系群においてはですね、今の時点で長崎県の漁獲枠は遙かにオーバーしている。そういう状況なのに、資源は低位であるということが、我々にとっては理解できない。  
イワシ類にしてもそうでしょ。  
水研センターが出すMSYなるものが、信憑性がない中で、これを保持して下さいと言われても、なかなか難しい問題があつて、我々に関係する魚種、これもある訳ですよ。  
目標を設定する場合に、目標が維持なら分かるけど、目標を維持回復として設定すると、TACの枠は制限されるということでしょう。  
目標が維持ならば、ある程度の設定もできるだろうが、目標が回復となると、例えばクロマグロの場合、我々現場としては、今、クロマグロが非常に増えて、漁獲枠がないから、獲らせて下さい、獲らせて下さいと要望し、もう何年も前から漁獲枠がオーバー状態になっているにも関わらず、いまだに目標は回復となっている。いつまで回復させるのか。  
外国からの締め付けで漁獲枠の増加は無いが、せめて日本国内ではもう回復してます、という論法というか、そういう考えもあるのだから、国内のこの指標は回復してます、ということにしてもいいんじゃないかと、私は個人的に思う。

事務局 資源評価はご指摘のとおり、国の水研機構の方で計算をして、それでMSYも親魚量とかいろんなものを勘案しながら計算しているということで、ご指摘の通りクロマグロについては、確かに資源は回復傾向にあります。ただ長いスパンで見ると、まだ回復すべき水準に達していないということだと思います。  
ただ、今、草野委員が言われるように、確かにクロマグロの場合ですと、実際に獲れて来ているようなところがありますので、そういった意見があることは、もちろん水研機構とか、うちの本庁にも本委員会で意見が出たということで伝えさせて頂きたいと思います。

草野委員

県のこの資料を作成した人に、そういう考えが全然ないから、国から示された資料に基づいて、我々にそれを示している。我々の考えをちょっとでも理解するならば、こういう考えもありますけど、という説明もあってしかなるべきだと私は思う。

これは、資源評価の面で今からTACが進む中で、漁獲量の枠に大きく影響するので、当然大事な話です。もう、クロマグロは資源が回復していると思います。現場の人たちから見たら、どこまで回復させればいいのかっていう話で、太平洋にいても、どこにいてもクロマグロだらけ。この五島近辺でも、今まで、かつて水揚げが無かった所でも水揚げがされているでしょ。ということは、資源は増えている、ということでしょ。水研センターはどんな基準を基に、先ほどの数字を出しているのかという考えを、私はちょっと向こう(東京)でそういう話をする機会があったけど、県もそういうところを国に対して言うべきである。

はい、わかりました。異議なしでは通らない問題、委員会としてそういった発言をしていかなければならない。水研センターが出した数値がただ一つ例を出してみても、当てはまらないように、そういうふうな視点で見れば、全てが納得できない。クロマグロは毎年毎年増えてきている。漁獲枠に達したとか、達していない、の問題ではない。漁獲制限があるから獲れるところが獲れない。

吉村委員

長いスパンで見るとというのは事務局の考えなの、それとも国の意見なの。

事務局

水産庁がそのような考え方を示しているのは、もちろん短いスパンではなくて、長いスパンを見ての考え方です。

草野委員

MSYの基準値を出すのに、長崎県のいい加減な水産白書や水揚統計、それを元手に算出するのだから。

従来から水研センターそのものも、ちょっとはちゃんと調査しているんでしょうけど、基本となる数字は漁協からもらった数値を県がまとめたものを基準にしている。漁協が出した数値ではあんまり当てにならない。全体の総量は当てになるが、部分的な面、例えば魚の大きさ、大中小とかの評価とかは余りあてにならない。その辺を県はもっと強く言うべきである。我々生産者がいくら会議とかに行っても、県と国とのやり取りで調整して貰わないと。一回決められたら修正が中々できないので。

太田会長代理

長いスパンとは何年なの。



事務局 正式な回答を持ちあわせていません。

太田会長代理 長いスパンだけでなく、短いスパンでも国に対して要望していくべきではないかと思う。10年スパンなのか、20年スパンなのか。

草野委員 おそらくマイワシはまき網が獲りだしたら、枠はすぐになくなってしまおうと思う。

吉村委員 クロマグロは資源が回復し過ぎて、イカが獲れなくなって、壱岐とかでは本当に苦労している。クロマグロの腹を割ってみれば、イカが一杯はいつている。

草野委員 少なくとも、これまでクロマグロを獲って来なかった人が獲らせてくれと言っている状況というのは、他の魚が減っているのも少しはあるかもしれないが、やはりクロマグロが増えているからだと思う。こういったことは今までに無かったことである。

太田会長代理 零細漁家は特に、草野委員が言われたことを思っているはずですよ。

草野委員 国際会議の中で、漁獲量を増やして下さいとお願いするわけでしょう。その中で反面、国内では、資源は回復を目標にするべき水準というのはおかしい話である。これちょっと矛盾している、クロマグロに関しては。

事務局 協議会でお願いします。

熊川会長 それでは、委員会を一旦休会し、協議会に切り替えたいと思いますが、ご異議ありませんか。

各委員 異議なし。

熊川会長 それでは委員会を一旦休会し、協議会に切り替えます。  
【協議会（1）：14時16分～14時26分】

熊川会長 それでは協議会を終了し、委員会を再開します。

熊川会長 第2号議案 長崎県資源管理指針の変更については原案どおり変更して差し支えない旨、回答することにご異議ございませんか。

草野委員 意義があります。

熊川会長 そういう意見があったということではダメですか。

草野委員 そういうご意見があったということではない。

熊川会長 採決出来ないという場合はどうしましょうか。

草野会長 多数決でお願いします。  
何名の人が反対したか、議事録に残して欲しい。

事務局 扱いについて、本庁にも確認してみますので、この第2号議案の採決は明日まで待つて頂けないでしょうか。

熊川会長 それでは、第2号議案の採決は明日ということではよろしいですか。

各委員 異議なし。

熊川会長 ご異議もないようですので、第2号議案 長崎県資源管理指針の変更について の採決は明日行います。

熊川会長 それでは、第3号議案 長崎県資源管理方針の変更について（諮問）を上程します。  
事務局の説明を求めます。

事務局 資料74ページをご覧ください。県知事から諮問文が届いていますので、朗読させていただきます。  
（諮問文朗読）  
（資料説明）  
以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いします。

熊川会長 ただいま、第3号議案について説明がありましたが、何かご意見、ご質問等がありましたら、ご発言をお願いします。

草野委員 今でさえ、資源評価はあんまりまともにやってない。机上の資源評価だけで、現場の声が入ってないと思うのに、これだけ魚種が増えて、水研センターの今の予算で、まともな評価が出来るの、という話を県は上の方に対して

言うべきだと思うけど。

事務局はそういうことをどう思う。まともな資源評価ができると思う。今の水研センターの能力の中で、魚種が増えて。資源評価は漁協や試験場からもらった資料だけで、机の上で簡単に出来るだけかもしれないけど、現場に入った資源評価はそれ相当の経費が要るし、そういった中での資源評価ならまだ納得がいくけど。

熊川会長 資源評価は難しいですね。

事務局 確かに、資源評価には自然関係の影響も入って来るので、非常に難しいと思います。

草野委員 難しい評価なのに、今簡単に魚種を20何種類も増やして、資源評価が出来るとおっしゃいますか、と言っている。今までの過去の何魚種かだけでも、まともな資源評価をしていないのに、これをまた魚種を増やして行って、それに基づいて、資源管理協定を漁業者に押し付けるわけでしょう。それに同調します、資源回復計画に基づいて資源管理協定へ移行しますと。

今までは資源管理計画で良かったものが、新しく資源管理協定で取り決めていきますとなっていくのに、この資源評価がさ、基本的な資源評価がザツとしたものであるのに、水産庁も、水研センターが資源評価をして、それが出来るというのだけど。この前の会議の中で、大学の先生から、これだけの魚種を今の予算で、まともな資源評価が出来るのですかと、聞かれた際に、県の職員は回答できなかった。県は大丈夫ですという流れの中で、漁業法ではこういう流れになっているけど、早急にこれが出来るのですかと。

資源評価が一番大事なところ。その資源評価をパッパッパと終わられても、困るのは現場の漁業者。資源評価を過大にしてくれれば良いが、資源評価は過少評価である。行政は1回決まったことは、中々変えようとしな。

以上です。

熊川会長 資源評価は事務局では答えきれないな。

事務局 草野委員からもらったご意見、現場から資源評価に対して非常に厳しい意見があるということをお伝えします。委員会からということ。

草野委員 今の状況では、まず水産庁から一方に押し付けられたら、そうになってしまう。

熊川会長 資源評価でそういうご意見がありました、ということで進めます。

熊川会長 他に何かご意見、ご質問等がありましたら、ご発言をお願いします。

各委員 (意見、質問等なし)

熊川会長 他にご意見、ご質問等もないようですので、第3号議案について、採決に入ります。

熊川会長 第3号議案 長崎県資源管理方針の変更について(諮問) につきまして、諮問原案どおり変更して差し支えない旨、答申することにご異議ございませんか。

各委員 異議なし。

熊川会長 ご異議もないようですので、  
第3号議案 長崎県資源管理方針の変更について(諮問) につきまして、諮問原案どおり変更して差し支えない旨、答申することに決定します。  
以上で、第3号議案を終了します。

事務局 会長、ここで一旦休憩をお願いします。

熊川会長 それでは、委員会を一旦休会し、休憩にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

各委員 異議なし。

熊川会長 それでは委員会を一旦休会し、14時50分まで休憩とします。  
【休会 14時40分から14時50分まで】

熊川会長 それでは委員会を再開します。

熊川会長 次に、第4号議案 長崎県資源管理方針に関する知事管理漁獲可能量の設定について(諮問) を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局 お手元の資料 167 ページをご覧ください。県知事から諮問文が届いていますので、朗読させていただきます。

(諮問文朗読)

(資料説明)

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

熊川会長 ただいま、第4号議案について説明がありましたが、何かご意見、ご質問等がありましたら、ご発言をお願いします。

草野委員 資料には漁獲実績とTACの推移が記載されていますが、漁獲実績は年々減っているのに、スルメイカのTACはどんどん増えていっている。これは別に、悪いわけではない。他の魚でもこうして欲しい。

スルメイカは平成29年から令和3年まで漁獲量がどんどん減っているのに、漁獲枠は増えている。

熊川会長 こういうところで、矛盾が生じてくる。

事務局 元々スルメイカは単年性の資源で、2年も3年も生きるものではありません。それもあるので、令和3年の資源評価では冬季発生群の資源の発生状況は悪かったのですが、秋季発生群の資源は良好だったので、TACも増加しており、そのTACを令和6年まで固定するというふうに定められたという経緯があるとのこと。発生状況が割といい群があり、それに応じてTACを増やしているという考え方です。

草野委員 そういうことだったら、実績はどうだったのかという話。それ説明を出来ますか、という話。だからいい加減という話ですよ。

そしてもう一つ、クロマグロの漁獲配分を長崎県海区漁業協同組合長会会長会で、漁業調整委員会に掛ける前に同意を求めている。長崎県海区漁業協同組合長会会長会はクロマグロに関係のない海区が多い。海区漁業調整委員としては、初めから漁業調整委員会に諮るべきものだと思う。長崎県海区漁業協同組合長会会長会で調整が必要ならば、それはそれで良いが。クロマグロと全然関係のない海区の組合長会から色々言われても、それはおかしい。県もおかしい。

吉村委員 クロマグロの話になると、長崎県海区漁業協同組合長会会長会の中では会長が出てこないで、代理が必ず出てくる海区がある。

- 事務局 スルメイカについては、そういう意見があったということを本庁に伝えさせて頂きます、ということによろしいでしょうか。  
クロマグロについては、次の議案で説明をします。
- 熊川会長 事務局の方で、スルメイカの漁獲量が減っているのに、TACは増えている。理解を求める回答はないか。
- 事務局 スルメイカの資源評価の結果としては、スルメイカの発生がよかった年級群が入っているので、その影響でTACの数量も増えている、ということです。
- 草野委員 それを言うならば、その資源評価が間違っていたと。
- 事務局 実際に獲れていないと。
- 草野委員 水研センターの資源評価が間違っていたと。それなのにTACの増枠を認めている理由はなんですか、ということ。その辺を聞いておいて下さい。  
こういう資源評価なのに、漁獲量は減っている。それなのに次年度の漁獲枠を増やしている、ということの理由を聞かせて下さい。この結論でも分るように、水研センターの資源評価が如何にデタラメかを言いたかった。先ほどの話に繋がっている。
- 熊川会長 事務局、このスルメイカの件は明日、回答をしてください。  
他に何かありませんか。
- 各委員 (意見、質問等なし)
- 熊川会長 他にご意見、ご質問等もないようですので、第4号議案について、採決に入ります。
- 熊川会長 第4号議案 長崎県資源管理方針に関する知事管理漁獲可能量の設定について(諮問)につきまして、諮問原案どおり設定して差し支えない旨、答申することにご異議ございませんか。
- 各委員 異議なし。

- 熊川会長      ご異議もないようですので、  
第4号議案 長崎県資源管理方針に関する知事管理漁獲可能量の設定について（諮問） につきまして、諮問原案どおり設定して差し支えない旨、答申することに決定します。  
以上で、第4号議案を終了します。
- 熊川会長      続いて、  
第5号議案 長崎県資源管理方針別紙1-1第4及び同別紙1-2第4の別に定める「くろまぐろ」の策定について（協議） を上程します。事務局の説明を求めます。
- 事務局      お手元の資料 176 ページをご覧ください。県知事から協議文が届いていますので、朗読させていただきます。  
（協議文朗読）  
（資料説明）  
以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いします。
- 熊川会長      ただいま、第5号議案について説明がありました。説明の中で、本議案は長崎県海区漁業協同組合長会会長会で承認を受けたとの説明がありましたが、何かご意見、ご質問等がありましたら、ご発言をお願いします。
- 草野委員      長崎県海区漁業協同組合長会会長会では、最終的には承認されましたが、県北海区の会長からは示された枠組みについて、そんなもん飲まない、勝手に獲らせてもらうよ、という意見があった。
- 熊川会長      確認ですが、長崎県海区漁業協同組合長会会長会では認めただけで、県北海区の会長が勝手に獲らせてもらいますよという意見があった、ということですね。
- 草野委員      そのとおりです。県北海区の会長が勝手に獲らせてもらいますよ、という話をして途中で帰った後、残りの各海区の会長で承認をしました。
- 吉村委員      元々県北には枠はなかった。毎年漁獲枠を超過するのは県北である。それでも今まで枠を融通してもらっている。それを勝手に獲りますって。
- 草野委員      長崎県海区漁業協同組合長会会長会では、そういう経緯もありました。

草野委員　　もう 1 点。オリンピック方式はそれ自体、否定はしませんけども、私どもとしてはオリンピックのスタートを 2 月 1 日から、もう少し後ろにズラして欲しい。私たち五島漁協は長崎県内で一番最後に獲れるところなので、やはりもうちょっと後ろにずらして欲しい、という要望を持っている。

当初、私どもの漁協はオリンピックの参加に反対でした。本庁から説得に来られて、5 年間させて下さい。枠を消化するために、国へ漁獲量の増枠をお願いするためには枠を消化しないと都合が悪いので、協力して下さい、ということで 5 年間協力することにした。今、県にそのことを確認したら、そういう話ありません。5 年という話はありません。そういう申し伝えはあっておりません、と言われた。

これは要望ですけど、やはり私達五島漁協にとって、現在のオリンピック期間は大変不利なので、もうちょっと開始時期を後ろにズラして欲しい。五島海区は上五島と下五島があり、五島全体としてそう思っているかは分からないが、五島漁協としては 3 月 1 日から 10 日間程、オリンピック枠を残して欲しい。例えばオリンピックは 2 月から 20 日間程やって、3 月 1 日から 10 日間ほど実施して欲しい。3 月から実施する枠は 2 月の残り枠ではなく、当初から 3 月分を確保しておいて、実施して欲しい。そういった地域的な配慮をして欲しい。

熊川会長　　今のご意見は長崎県海区漁業協同組合長会会長会の中で発言されたのでしょうか。

草野委員　　長崎県海区漁業協同組合長会会長会の中では、そういう発言はしていません。

事務局　　協議会にてして頂けないでしょうか。

熊川会長　　それでは、委員会を一旦休会し、協議会に切り替えたいと思いますが、ご異議ありませんか。

各委員　　異議なし。

熊川会長　　それでは委員会を一旦休会し、協議会に切り替えます。

【協議会（2）：15時25分～15時30分】

熊川会長　　それでは協議会を終了し、委員会を再開します。

熊川会長　　委員会を再開します。

先程、長崎県海区漁業協同組合長会会長会からの報告を受けました。



その他何か、ご意見等はございませんか

各委員 (意見、質問等なし)

熊川会長 他にご意見、ご質問等もないようですので、第5号議案について、採決に入ります。

熊川会長 第5号議案 長崎県資源管理方針別紙1-1第4及び同別紙1-2第4の別に定める「くろまぐろ」の策定について(協議)につきまして、原案どおり策定して差し支えない旨、回答することにご異議ございませんか。

各委員 異議なし。

熊川会長 ご異議もないようですので、  
第5号議案 長崎県資源管理方針別紙1-1第4及び同別紙1-2第4の別に定める「くろまぐろ」の策定について(協議)につきまして、原案どおり策定して差し支えない旨、回答することに決定します。  
以上で、第5号議案を終了します。

熊川会長 これで、本日予定していました議案は終了しました。これにて本日の委員会を終了したいと思います。よろしいでしょうか。

各委員 異議なし。

熊川会長 それでは、本日の委員会はこれで終了します。  
なお、明日は9時30分から委員会を再開しますので、よろしくお願いいたします。

### 第397回 五島海区漁業調整委員会 議事録 <二日目>

日時：令和5年3月9日（木）9時30分から11時57分まで  
場所：五島振興局4階B会議室 長崎県五島市福江町7番1号

熊川会長

定刻となりましたので、ただいまから委員会を再開します。  
事務局から説明をお願いします。

事務局

昨日の第2号議案の審議の中で、草野委員から、資源管理指針の変更に対する意見ということで、指針に挙げている魚種のMSYの評価結果が、現場の漁業者の感覚とズレているのではないかと、それをそのままいいのか、ということについて、ご質問・ご指摘がございました。このことについて、私どもの方から、漁業振興課に確認を行い、回答がありましたので、読み上げさせていただきます。

本指針は、毎年、国が公表する資源評価調査報告書等に基づき、魚種別資源管理及び漁獲状況等について、見直しを行い、海区漁業調整委員会に付議させていただきます。

この資源評価にあたっては、改正漁業法第15条に基づき、資源水準の値は最大持続生産量、MSYですね、このMSYを達成する資源水準を上回るまで、資源の値を回復維持させること、とされています。

このため県が策定する資源管理方針についても、国の考え方に沿ってMSY水準の資源管理を目指し、それに即した形で、毎年改定する必要があります。また、これに代わる県独自の科学的根拠も他に持ち合わせていないことから、国が示しているMSY水準を目標とする、ということでご理解を賜りたいと思います。

これまでも、草野委員様からは、MSY水準の資源評価に対し、現場の漁業関係者の感覚と異なることではないか、ということについては、たびたびご意見を賜っているところであります。これはご出席の委員の皆様も同感と察しております。

本県といたしましても、国の資源評価と漁業者の感覚が近くなるよう、公式の場や、機会あるごとに国に対し働きかけて参りますので、本件の改定について、ご理解をよろしくお願いいたします。

以上漁業振興課からの回答でございます。

併せましてスルメイカについても、ご質問がありましたので、本庁からの回答を読み上げさせていただきます。

ご指摘のありました、スルメイカは寿命が1年程の単年性の資源であり、年々の資源の新規加入状況や、それに伴う推定資源量の変動も大きいなど、資源評価対象魚種の中でも、その評価がとりわけ難しい魚種であります。令

和3年までの漁獲実績が低迷している中であって、令和4年TACが増加されていることについては、これは資源調査の結果、令和4年漁期の漁獲対象となる令和3年の秋に生まれた年級群の発生が比較的良好であったと推定され、判断されたことによるものです。ただし、令和4年漁期のこれまでの漁獲実績は、全国的に見た場合、まだ年度途中でありますが、令和3年漁期の同時期を若干下回っている模様で、確かに資源評価の結果及びそれに応じたTACの設定と合致したものとはなっていないというような問題がある状況ということは認識しております。実際の漁獲の趨勢に合わない資源評価結果や、TAC設定の問題については、県としても問題点を認識しており、国に対して、スルメイカに限らず、資源評価の精度の向上や、TACの設定方法については、今後も改善を求めていくこととしていますので、ご理解のほどお願いいたします。

以上、本庁から頂いている回答を朗読させていただきました。

熊川会長 　　ただ今の説明に対して、意見をお願いします。

草野委員 　　中々納得しがたい回答である。

熊川会長 　　いずれにしてもただ今の報告であれば、県も同じ認識を持っていて、国へ機会があるごとに働きかけを行い、改善を求めていくということですね。事務局、これで良いですね。

事務局 　　会長のご指摘のとおりです。

草野委員 　　私にとっては単純な言い訳にすぎない。

熊川会長 　　同じことの繰り返しである。

草野委員 　　現実的には、もうこういったことがずっと続いているわけですね。資源評価では、水産試験場がそういったことを主張してくれているという、話は聞いたことがありますけど、まだまだである、長崎県は、長崎県に直接関係がある魚種については強く主張してもらいたいと思います。

熊川会長 　　草野委員に提案ですが、国への働きかけは今まで以上に、強く行って頂きたいという文言を添えたうえで、ご理解を頂けませんか。よろしいでしょうか。

草野委員 よろしいです。

熊川会長 第2号議案についての採決に入ります。  
第2号議案については先ほど申し上げましたように、現場のずれ、スルメイカの問題等々、県においても同じような認識を持っているということですので、今まで以上に、国へ改善等の働きかけをしてもらいたいという文言を添えた上で、原案どおり変更して差し支えない旨、回答することにご異議ございませんか。

各委員 異議なし。

熊川会長 ご異議ないようですので、第2号議案 長崎県資源管理指針の変更について は原案どおり変更して差し支えない旨、回答することに決定します。  
以上で第2号議案を終了いたします。

熊川会長 それでは、第6号議案 五島海区漁場計画(案)について(諮問)を上程します。  
事務局の説明を求めます。

事務局 お手元の資料の202ページをご覧ください。  
県知事から諮問文が届いておりますので朗読いたします。  
(諮問文朗読)  
(漁場計画の概要等説明)  
それでは、五島海区漁場計画案の内容について説明します。  
別紙資料として用意しております「五島海区漁場計画(案)別紙資料」では、共同漁業、定置漁業、区画漁業の順に、漁場計画を一覧形式で並べています。また、資料右側には、各漁業権を所管する関係漁協を記しており、漁場計画は関係漁協ごとにまとめて並べています。  
本日は時間も限られていますので、継続の漁場計画については関係漁協ごとに漁場計画番号と漁業種類のみを読み上げ、新規の漁場計画については漁場計画番号、漁場の位置、漁業種類、関係地区を読み上げ、これ以外の項目は資料記載のとおり、ということで説明を一部省略させて頂きたいと考えています。  
以上のような方法で議案説明を行いたいと考えておりますが、如何でしょうか。

熊川会長 ただいま議案の説明方法について事務局から提案がありましたが、ご異議はございませんか

各委員 異議なし。

熊川会長 それでは、事務局の提案のとおり議案説明を行いません。事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、五島海区漁場計画案のうち、まずは共同漁業の漁場計画について説明します

- ・資料として漁場連絡図を用意していますので、併せてご確認ください。  
(資料説明)

- ・続きまして、定置漁業の漁場計画について説明します。  
(資料説明)

- ・続きまして、区画漁業の漁場計画について説明します。  
なお、新規の区画漁業については連絡図に色付けをしております。  
(資料説明)

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

熊川会長 ただいま、第6号議案について説明がありましたが、何かご意見、ご質問等がありましたら、ご発言をお願いします。

草野委員 これは現場に行き、きっちり調査をしたの。

事務局 今回漁場計画の作成にあたり、昨年1月に、漁業権者から、継続して漁業権を設定したいか、あるいは、漁場を活用しておらず抹消したい漁業権はないか、そして、新たに漁業権を設定してほしいといった要望はないか等について記載していただく調査表を提出していただきました。

その調査表の内容を基に、実際に現地に赴き、漁業権者に対してヒヤリング、基点確認を行いました。天候等の状況によっては確認できない場所もございましたが、基本的には共同漁業権、区画漁業権、定置漁業権の全てにおいて、可能な限り基点等の確認を行っています。

事務局 10時30分になりました。公聴会の開催時間です。

熊川会長 審議の途中ですが、公聴会の開催時間となりましたので、ここで委員会を一旦休会し、公聴会を開催したいと思います。ご異議ございませんか。

各委員 異議なし。

熊川会長 ご異議もないようですので、ここで委員会を一旦休会し、公聴会を開催します。

【委員会休会、公聴会開催 10時30分】

熊川会長 事務局に利害関係人からの発言の申し込みはありましたか。

事務局 現在のところ、利害関係人からの発言の申し込みはありません。

熊川会長 利害関係人からの発言の申し込みはないということですので、公聴会は発言の申し込みがあり次第、再開するというので、公聴会を一旦休会し、委員会を再開したいと思います。ご異議ございませんか。

各委員 異議なし。

熊川会長 ご異議もないようですので公聴会を一旦休会し、委員会を再開します。引継ぎ審議をお願いします。

熊川会長 ほかに質疑、ご意見ございませんか。

吉村委員 別冊資料の9ページの若松町中央漁協管内の漁場に関する件なんですが、五区計第3002号は真珠の個人免許として、今までに2回、20年間更新している。個人免許は10年間スパンで更新されるが、この個人免許は20年間の間に、一度も活用されていない。この個人免許では漁場の中に真珠養殖用の側張りだけがあって、中には何も入っていないし、真珠を吊るした形跡もない。県の方にはずっと言ってきたが、今回また更新ってなれば、また10年間の更新になる。今後も活用するかどうかわからない。既に20年間行使されていない。共同漁業権の中であって、外側の側張りだけがあって、その場所では他の漁業はその間、何も出来ない。このようなものを放置しておいていいのか。

事務局 今のご発言に対してですが、吉村委員が言われている漁場については、現状、免許されてから、有効に活用されていないのではないかとということです。

が、今回の漁場計画の作成にあたりまして、類似漁業権として免許を引き続き受けたいと希望された漁業権者、団体漁業権であれば漁協、個別漁業権であれば個別漁業権の免許を受けている業者の方々に対しては、漁場が適切かつ有効に活用されているかを判断するため、漁場調査の際に、聞き取りを行わせて頂きました。

吉村委員 20年間真珠養殖をしていない。なぜ真珠免許として適切かつ有効に利用されていると言えるのか。

事務局 続きをよろしいでしょうか。

聞き取り行う中で、例えば新型コロナウイルスの影響であったり、後は複数の海区に漁場を持つ業者にあっては、経営上の方針によって、現状活用出来ていない等の理由をお聞きしています。聞き取りを行う中で、今後活用していく見込みがあったことから、類似漁業権として、今回は合理的な理由があると。

吉村委員 そんな理由で、20年間も漁場を活用できていないのは問題だと思います。私もずっと言ってきたんですよ。業者とも会って話もしてきた。もうこっちにいない方じゃないですか、その法人自体が。

事務局 今回は類似漁業権として、海区漁場計画を樹立しましたが、先に説明しましたとおり、漁業法の改正により、漁場を適切かつ有効に活用しているという点が重要となっており、漁業法が改正されて以降、年に1回資源管理の状況等の報告ということで、免許を受けている漁業権者は県知事に対して報告をしなければならない、となっており、その報告の中で、県は資源管理の状況であったり、漁場活用の状況を把握することになります。その報告も含めて、漁場を適切かつ有効に、活用できていないと県知事が判断した場合は、漁業権者に対して、指導及び勧告をすることとなります。指導及び勧告をしようとする場合には、海区漁業調整委員会の意見を聴くこととなっており、勧告にも従わない場合は、県知事は漁業権を取り消し、またはその行使の停止を命ずることができます。また、漁業権の取り消しであったり、行使の停止を命ずる場合は、こちらも海区漁業調整委員会の意見を聴くこととなります。

吉村委員が懸念されているような、今回継続で免許をされても、10年間まるっきり県の方で活用状況を把握しないというのではなく、県の方としても、適切かつ有効というところで、毎年資源管理の状況等の報告を確認しつつ、漁場の利用状況について、指導であったり、勧告といった手続きを執

れるような形になっています。

吉村委員 現実として20年間行使されてないことは、もうはっきりしている。その辺の現実の報告はどう届いているのか。そんなことで適切かつ有効に使われていると言えるのか。言えないだろう。自分はそう思う。

今まではいろんな状況、例えばコロナとかの影響があって使用できなかったけど、今度更新したらこういうふうな計画でしっかりやっていきますとか、そういったことがはっきりしてない限りは、更新できないだろう。

吉村委員 今ここで更新の有無が決まるって言ったよね。ここで検討して、また持ち帰って、というのならまだ分るが。

草野委員 過去20年間利用してないということで、更新の有無の判断をこの委員会でしなきゃいけない。

吉村委員 そのまま通したら、決まって、また更新となるわけでしょ。

草野委員 そのあとで委員会をやろうがやるまいが、今の段階で適切かどうかという判断をこの委員会でしないといけない。

吉村委員 これは個人免許、県から直接の免許なので、漁協に行使料が入るわけでもないし、漁場利用料を県に納める訳でもない。20年間、側張りを張ったまんま、実際はその中で免許を有効に使っていない。養殖はされていない。とんでもないよ。そんなことで、漁場が適正かつ有効に使われているって言うのか。今日、これを通したら免許の更新が決まりますって、何回も確認したけど。

吉村委員 あと1点。  
五区計第528号藻類の漁場、この漁場は宿ノ浦郷内の白魚小河原地区にある。この漁場ではアオサ養殖をしている。宿ノ浦郷の漁民の方から、私のところに、この免許の行使を取り下げて欲しいとの話がある。何故かといったら、この漁場はアオサ養殖を大掛かりにやっている。この漁場は従来から天然のアオサが生える、地元の漁民の方が毎年アオサを採っていた漁場、この漁場が無くなってしまった。

要するにアオサ養殖用の網を張っているんで、その漁場で一切アオサを採れなくなってしまって、苦情が一杯私の所にも来ている。こんな状況にありながら、漁協では審議もされていない。この件について何か聞いていない



か。

事務局

この漁場について、事務局の方では特に把握はしていませんが、五区計第528号の漁場について、漁業権者は団体漁業権として、漁協が免許されています。実際、今回の免許一斉切替の調査表の中では、継続、従来どおりの内容ということで、調査表が上がってきており、我々も調査表の提出にあたっては、理事会に諮ってもらっています。

吉村委員

例えば漁協から調査表で、従来どおりで上がってきた案件についても、この委員会で審議した結果、何か不都合が生じたとか、採決に関連して賛成が得られなかった、としたらどうなるの。私が反対して。私の所に苦情が来ている。

漁協の中でちゃんとした理事会が開かれて、この案件についてもちゃんと審議されておけば、こういうことはなかった。私には記憶がない。理事会でこういうことが諮られたという記憶がない。そしたら当然私も理事会で意見を言うわけよ。この2点について、私は賛成できない。他の漁協このことではない、私の漁協のことである。

事務局

五区計第3002号の免許の扱いと、五区計第528号の現在の行使者に対してそういったお話が出ているということ。

吉村委員

後日はっきり、その本人から聞き取りとか、漁協から聞き取った結果とか、ちゃんとしたものがあれば分らないが。

今日この委員会で決定する、というのであれば賛成できない。持ち帰ってどうこうということが出来れば良いけど。今日この委員会で決定すると先ほど言われたので、そういうことであれば賛成できない。免許自体は9月からでしょうけど。

事務局

情報を整理しますので、しばらくお時間を頂ければと思います。

熊川会長

それでは、委員会を一旦休会し、休憩にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

各委員

異議なし。

熊川会長

それでは委員会を一旦休会し、11時まで休憩とします。

【休会 10時45分から11時00分まで】

熊川会長 それでは休憩を終了し、委員会を再開します。

事務局 先ほど吉村委員から2点ご指摘がありました。まず1点目が真珠の区画漁業権に関して、長いこと活用されて、実際に使われていない状況なのに、漁場計画を立てるといのは如何なものかというものです。その対応について、本庁にも確認しましたところ、今回の調査表でご本人にもちゃんと調査を掛けて、ご本人にヒヤリングもしています。その中でご本人は活用するという意思を示していました。その状況で、一方的に漁業権を打ち切って、継続しないという判断は難しいので、漁場計画は従来どおり立てて、免許を行いたい考えです。ただし、今回の漁業法の改正で、活用状況を毎年報告しなさい、ということが新たに制度上明確にされましたし、それに伴って、先ほど事務局からも説明しましたように、活用がされていないというのであれば、我々としても海区漁業調整委員会に諮って、まずはちゃんと活用をしなさいという指導を行い、さらにその上でも活用の見込みがない、若しくは活用しないのであれば、改めて委員会に諮らせて頂いた上で取り消し、そういう手順で、制度に則って、順を追って対応させて頂きたいと考えています。

吉村委員 順を追ってということは、今回のこの案件については、再度更新することか。この漁場は元々使用していない。漁場を20年間も使用していないで、放置している業者である。20年間の過去について、何もペナルティはないのか。この業者は信用できない。

草野委員 過去20年間活用していない業者が活用する見込みが有るか無いかと言われれば、我々委員会としては、その判断は活用する見込みがない、という判断をせざるを得ない。どんなに平等に考えても。

吉村委員 この10年間をみて、行使が適切か否か判断すべき。20年間何も行使されていない、大きな問題だと思う。

草野委員 漁業法が改正されて何年も経っているのに、去年の報告も一昨年の報告も適正な報告がなかった。

吉村委員 今まで免許を更新する時に、どういう理由で、なぜ活用していなかったのかという理由づけも含めて、何故上がってきたのか分らないけど。実際信用できない。

草野委員 我々としては、将来のことじゃなくて、過去の実績を見た場合に、漁場計画を立てるべきか否かを調整委員として、判断しないといけない。県がいくら上げてこようと、全然活用もされてない、実績もないというところを。

吉村委員 例えば漁協が免許されている区画漁業権であれば、漁場の行使料が発生する。この個人免許では漁場使用料は一切発生しない。何十年更新しよう

草野委員 この個人免許がなければ、地元から区画漁業権の免許申請があったかもしれない。

熊川会長 取り消しの是非として、本日の本委員会で審査して駄目だ、というのもありなのか。それとも、先ほど言った漁業法の改正に従って、毎年の行使状況を報告させるという決まりに従って、まずは1年間状況を聞いて、行使をしていないのであれば本委員会から指導や勧告を行う。それでも活用をしないなら、取り消しもあり得るといふことなんだけど。

草野委員 いいですか。  
一度計画を立ててしまったら、抹消はどういう理由であれ、本委員会が今の事情を認めて計画を立てた、ということになれば中々難しい。今は計画を立てるか、立てないか、そういう判断をする時期だから。これを5年後10年後はあり得ない。

事務局 もちろん取り消しは5年後10年後ではありません。今委員からご指摘がありましたように、法律が改正されて、まず1回目の報告が上がっている状態です。

草野委員 だから今の時点で、漁業法の改正によって、適切かつ有効に利用されてないという判断をしたら、計画を立てるべきじゃない。先々、有効でなかったら取消しますよという話ではなく、今計画を立てるか立てないかの審議をしている訳だから。

一旦計画を立てて、活用しなかったから抹消しますの委員会ではない。漁場計画を立てますか、立てませんか。これは有効に活用されていないから止めときましょう、という判断をするべきだと思う。

認められるような有効な理由がない限りはね。情状酌量の余地があるとか。関係地区の委員さんから20年間全然活用されていない、そういう意見がある中で、それを無視する訳にはいかないと、私はそう思う。

- 吉村委員 10年間のスパンで更新しているのだから。今までの10年間をみて、この業者が適正に活用しているかは判断できると思う。
- 草野委員 そういう事情の中でも設定しなければならない明確な理由があるならば、委員会として設定計画は立てなければならないが、ただ単純に、本人から申し出があって、計画を立てた、ということであれば、過去の実績からみて、計画は立てるべきではないと私は思う。
- 事務局 一旦休憩をお願いします。
- 熊川会長 それでは、委員会を一旦休会し、休憩にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。
- 各委員 異議なし。
- 熊川会長 それでは委員会を一旦休会し、11時25分まで休憩とします。  
【休会 11時8分から11時25分まで】
- 熊川会長 それでは休憩を終了し、委員会を再開します。
- 事務局 まず初めに、ご指摘がっております五区計第3002号真珠の漁業権についてです。本委員会の審議で、この真珠の区画漁業権については長年、活用実態がない。よって、漁場は適切かつ有効に利用されていないので、この真珠の漁業権については継続して漁場計画を立てるべきではない、ということをご答申の中に併せて記載したうえで回答したいと思います。それよろしいでしょうか。
- 草野委員 委員会の総意であると。
- 事務局 そこは委員会として責任を負わなければなりません。答申の中で、以下を除き問題がないと回答して、その以下の部分にこの真珠の区画漁業権について記載する。その部分の作文は事務局の方で考えて会長に最終確認して頂く、そのようにしたいと思います。
- 熊川会長 免許の適確性の審査で、もう一度(今年8月頃)本委員会が開催されるので、その際にこの真珠漁業権が削除されているか否か、即ち我々の意見が通ったか、通らなかったかが分かるということですね。

- 事務局 その前に、公示もされます。
- 熊川会長 1件目はそれで良いんだけど、2件目のアオサは。
- 事務局 アオサに関してですが、まず最初に調査表で若松町中央漁協から、この藻類の区画漁業権については従来どおり免許を受けたいということで、我々の方では理事会議事録の保管はしていなかったのですが、本庁の方で理事会議事録が保管されておりました。調査表の提出の際には理事会の議事録を付けて頂くことになっておりましたので、本庁には令和4年1月25日の理事会で諮られた議事録が提出されておりました。
- 吉村委員 理事会にかけた議事録は確認したわけ。
- 事務局 本庁にあった議事録で、どういうふうな書き方になっているかまでは確認していませんが、我々が求めたのは調査表の提出に際しては理事会に掛けて下さい、議事録を提出して下さいということで、このように説明しておりましたので、おそらく理事会の議題の中で調査表の回答について上がっているかと思います。
- 吉村委員 確認した議事録を聞いている。
- 事務局 議事録の中身はまだ見ていないんですが、本庁に調査表とセットで議事録が保管されております。本庁の方で議事録が提出されたということを見て、いただきました。議事録はすぐにPDFか何かで入手します。
- 吉村委員 理事会の日付が分かれば、帰ってから漁協で確認が取れる。
- 事務局 理事会の開催は令和4年1月25日です。
- 吉村委員 苦情がある免許なので、漁業調整委員会でちゃんと発言してきたと、地元に戻ってから言わなければならない。
- 有川町漁業協  
同組合委員 そういう意見があったという懸念を答申に記載しないといけないのではないか。
- 熊川会長 懸念については委員会の議事録に残りますので、記載は不要かと思いません。

熊川会長 他に何かありませんか。

各委員 (意見、質問等なし。)

事務局 11時30分になりました。公聴会の終了時間です。

熊川会長 公聴会の終了時間となりましたので、ここで委員会を一旦休会し、公聴会を再開したいと思います。ご異議ございませんか。

各委員 異議なし

熊川会長 ご異議もないようですので、ここで委員会を一旦休会し、公聴会を再開します。

**【委員会休会、公聴会再開 11時30分】**

事務局 ただいま11時30分です。

熊川会長 公聴会の終了時間となりましたので、これで公聴会を終了します。それでは委員会を再開します。

**【公聴会終了、委員会再開 11時30分】**

熊川会長 他にご意見、ご質問等もないようですので、漁場計画案につきまして、採決に入ります。

なお、採決の方法ですが、共同漁業および定置漁業についてはそれぞれの漁場計画案を一括して採決し、区画漁業については件数が多いので関係漁協ごとに分けて一括して採決することとして、よろしいでしょうか。

各委員 異議なし。

熊川会長 ご異議もないようですので、提案した方法のとおり、採決したいと思います。

熊川会長 まず、共同漁業について、五共計第1号から33号まで、33件の漁場計画については諮問原案どおり計画して差し支えない旨、答申することにご異

議ございませんか。

各委員 異議なし。

熊川会長 ご異議もないようですので、第6号議案の共同漁業33件の漁場計画については諮問原案どおり計画して差し支えない旨、答申することに決定します。

熊川会長 続いて、定置漁業について、五定計第1号から37号まで、37件の漁場計画については諮問原案どおり計画して差し支えない旨、答申することにご異議ございませんか。

各委員 異議なし。

熊川会長 ご異議もないようですので、第6号議案の定置漁業37件の漁場計画については諮問原案どおり計画して差し支えない旨、答申することに決定します。

熊川会長 続きます、第6号議案の区画漁業について採決したいと思います。

まず、新魚目町漁協関係の漁場計画案について一括して採決したいと思います。五区計第500号から五区計第2000号まで、3件の漁場計画については諮問原案どおり計画して差し支えない旨、答申することにご異議ございませんか。

各委員 異議なし。

熊川会長 ご異議もないようですので、新魚目町漁協関係の3件の漁場計画については諮問原案どおり計画して差し支えない旨、答申することに決定します。

熊川会長 続きます、有川町漁協関係の漁場計画案について一括して採決したいと思います。五区計第502号から五区計第1000号まで、4件の漁場計画については諮問原案どおり計画して差し支えない旨、答申することにご異議ございませんか。

各委員 異議なし。

熊川会長      ご異議もないようですので、有川町漁協関係の4件の漁場計画については諮問原案どおり計画して差し支えない旨、答申することに決定します。

熊川会長      続きまして、上五島町漁協関係の漁場計画案について一括して採決したいと思います。五区計第100号から五区計第4002号まで、58件の漁場計画については諮問原案どおり計画して差し支えない旨、答申することにご異議ございませんか。

各委員          異議なし。

熊川会長      ご異議もないようですので、上五島町漁協関係58件の漁場計画については諮問原案どおり計画して差し支えない旨、答申することに決定します。

熊川会長      続きまして、若松町中央漁協関係の漁場計画案について一括して採決したいと思います。五区計第521号から五区計第4005号まで、61件の漁場計画についてですが、五区計第3002号については、漁場の適切かつ有効な運用がなされていないということで、当委員会としては認めることが出来ないということをつけ加えて、それ以外の60件の漁場計画については諮問原案どおり計画して差し支えない旨、答申することにご異議ございませんか。

各委員          異議なし。

熊川会長      ご異議もないようですので、若松町中央漁協関係の61件の漁場計画については五区計第3002号を除き、諮問原案どおり計画して差し支えない旨、答申することに決定します。

熊川会長      続きまして、神部漁協関係の漁場計画案について一括して採決したいと思います。五区計第1032号から五区計第1313号まで、20件の漁場計画については諮問原案どおり計画して差し支えない旨、答申することにご異議ございませんか。

各委員          異議なし。

熊川会長      ご異議もないようですので、神部漁協関係の20件の漁場計画については諮問原案どおり計画して差し支えない旨、答申することに決定します。



熊川会長 続きますして、若松漁協関係の漁場計画案について一括して採決したいと思ひます。五区計第 534 号から五区計第 3004 号まで、12 件の漁場計画については諮問原案どおり計画して差し支えない旨、答申することにご異議ございませぬか。

各委員 異議なし。

熊川会長 ご異議もないようですので、若松漁協関係の 12 件の漁場計画については諮問原案どおり計画して差し支えない旨、答申することに決定します。

吉村委員 決議の途中ですが、所用により帰らなければなりませんので、退席します。

松尾委員 私も同じく、所用により帰らなければなりませんので退席いたします。

事務局 吉村委員と松尾委員が所用により退席されましたが、2名の委員の退席後も8名の委員が参加されております。過半数を超えておりますので、漁業法第145号の規定により、委員会が成立していることを改めてご報告いたします。

熊川会長 決議を進めさせていただきます。  
続きますして、奈留町漁協関係の漁場計画案について一括して採決したいと思ひます。五区計第 537 号から五区計第 4006 号まで、15 件の漁場計画については諮問原案どおり計画して差し支えない旨、答申することにご異議ございませぬか。

各委員 異議なし。

熊川会長 ご異議もないようですので、奈留町漁協関係の 15 件の漁場計画については諮問原案どおり計画して差し支えない旨、答申することに決定します。

熊川会長 続きますして、五島ふくえ漁協関係の漁場計画案について一括して採決したいと思ひます。五区計第 110 号から五区計第 2500 号まで、14 件の漁場計画については諮問原案どおり計画して差し支えない旨、答申することにご異議ございませぬか。

各委員 異議なし。

熊川会長 ご異議もないようですので、五島ふくえ漁協関係の 14 件の漁場計画については諮問原案どおり計画して差し支えない旨、答申することに決定します。

熊川会長 続きます、五島漁協関係の漁場計画案について一括して採決したいと思います。五区計第 545 号から五区計第 2312 号まで、34 件の漁場計画については諮問原案どおり計画して差し支えない旨、答申することにご異議ございませんか。

各委員 異議なし。

熊川会長 ご異議もないようですので、五島漁協関係の 34 件の漁場計画については諮問原案どおり計画して差し支えない旨、答申することに決定します。

熊川会長 以上で、第 6 号議案を終了します。

熊川会長 続いて、  
第 7 号議案 漁業法第 73 条第 2 項第 2 号に基づく免許の審査基準（案）  
について（協議） を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局 お手元の資料 206 ページをご覧ください。県知事から協議文が届いていますので、朗読させていただきます。  
（協議文朗読）  
（資料説明）  
以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひします。

熊川会長 ただいま、第 7 号議案について説明がありましたが、何かご意見、ご質問等がありましたら、ご発言をお願いします。

各委員 （意見、質問等なし）

熊川会長 ご意見、ご質問等もないようですので、第 7 号議案について、採決に入ります。

熊川会長 第7号議案 漁業法第73条第2項第2号に基づく免許の審査基準（案）について（協議）につきまして、原案どおりとして差し支えない旨、回答することにご異議ございませんか。

各委員 異議なし。

熊川会長 ご異議もないようですので、  
第7号議案 漁業法第73条第2項第2号に基づく免許の審査基準（案）について（協議）につきまして、原案どおりとして差し支えない旨、回答することに決定します。  
以上で、第7号議案を終了します。

熊川会長 最後に、その他の件、  
令和4管理年度におけるまさば及びごまさばの知事管理漁獲可能量の変更について の説明を求めます。

事務局 お手元の資料の211ページをご覧ください。

（資料説明）

以上で説明を終わります。

続きまして、この資料は、昨日、資源管理関係の議案の中で、ご質問、ご意見がありました、サバのTAC管理が年度途中で変更になった経緯の資料です。この資料は水産庁が関係者、各県への説明に使用したものです。

昨日、草野委員からご指摘がありましたように、まさばとごまさばの資源の評価は、太平洋側と日本海側で、独立したものとして、別に行われておりましたが、一部重複して生息する海域もあるため、まとめてTACの管理をすることとされていた、ということです。

しかしながら、一部の重複をもって、異なる系群をまとめて管理することは改めるべき状況ということが、この令和元年漁期のTAC設定の際に、水産庁の方針が立てられ、従前のTAC設定だと、結果的に資源量が少ない系群については、ABC生物学的漁獲可能量、それを超えた数量が配分されて漁獲される恐れがあることから、この令和元年漁期の設定にあたっては、それまで一緒にして管理をしてきた太平洋系群と対馬暖流・東シナ海系群については、完全に独立して存在するものではありませんが、資源管理においても別と認識した上で、管理では、TACを両方に配分したという経緯があったということでございます。

以上、追加報告をさせていただきました。

- 熊川会長 ただいま、その他について説明がありましたが、何かご意見、ご質問等がありましたら、ご発言をお願いします。
- 草野委員 納得はいかないが、あまり言っても仕方がない。  
TACは絶対別にすべき。  
国の留保枠はどこから出てきたのか。  
私が聞いた情報では、保留枠は大部分を次の管理年度分から持ってきたと聞いている。
- 事務局 国の留保枠からとは聞いていますが、次の管理年度の保留枠から持ってきたというところまでは把握していません。
- 草野委員 ちなみに今の残量は。
- 事務局 定期的に報告されておりますが、ちょっと今資料を持ち合わせておりません。
- 熊川会長 他に何かありませんか。
- 各委員 (意見、質問等なし)
- 熊川会長 他に何もありませんので、これで、本委員会で予定していました議題はすべて終了しました。委員の方から、何かご意見ご質問等がありましたらご発言をお願いします。
- 各委員 (意見、質問等なし)
- 熊川会長 他に、ご意見、ご質問等もないようですので、事務局から何かございませんか。
- 事務局 次回の開催予定は、5月中旬の見込みです。  
主な議案は、長崎県海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更について、を予定しています。
- 熊川会長 このことについて、委員の方からご意見、ご質問等ございませんか。
- 各委員 (質問、意見等なし)

熊川会長

他に、ご意見、ご質問等も無いようですので、以上をもちまして本委員会を終了します。

お忙しい中、2日間にわたるご審議、ありがとうございました。